主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

論旨は、原審に事実の誤認があるというのであつて、上告の適法な理由ではない から採用することができない。

よつて、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

以上は、裁判官全員の一致した意見である。

検察官橋本乾三関与

昭和二五年一一月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 長谷川 太一郎

裁判官 井 上 登

裁判官 島 保